

法務省管警第 4 6 号

平成 2 2 年 3 月 2 6 日

入 国 者 収 容 所 長 殿
地 方 入 国 管 理 局 長 殿
地 方 入 国 管 理 局 支 局 長 殿
広 島 入 国 管 理 局 下 関 出 張 所 長 殿
福 岡 入 国 管 理 局 鹿 児 島 出 張 所 長 殿

法務省入国管理局長 田 内 正 宏
(公印省略)

送還忌避者に対する安全・確実な護送・送還業務の実施について (通知)

送還忌避者に対する安全・確実な護送・送還業務の実施については、平成 2 1 年 1 月 1 3 日付け法務省管警第 8 号警備課長通知をもって注意を喚起しているところですが、今般、国費送還の途中で被護送者が暴れたため、入国警備官がこれを制止した上で航空機に搭乗させたものの、その後、被護送者が意識不明となり死亡するという事案が発生しました。

現在、警察等の捜査機関において事実関係や死因について捜査中であり、また、当局においても独自に事実関係を調査中ではありますが、各官署におかれては、本件事故の重大性に鑑み、前記警備課長名通知における留意点に加え、所属職員に対し下記について改めての周知徹底を図り、再発防止を徹底願います。

記

- 1 制止は被護送者の抵抗の程度に応じた必要最小限にとどめたものとし、行き過ぎた制止は厳に慎むこと。
- 2 使用できる戒具の種類及び戒具を使用することができる場合について、関係法令及び通達等を再度点検すること。
 - (1) 被収容者については、被収容者処遇規則第 1 9 条及び第 2 0 条並びに「戒具の使用要領について (通達)」において規定している。
 - (2) 被護送者については、違反調査及び令書執行規程第 1 3 条及び入国警備官護送要領第 1 7 条並びに「戒具の使用要領について (通達)」において規定している。
- 3 戒具として規定されているもの以外は、戒具として使用しないこと。
- 4 戒具の使用方法を逸脱した態様で使用するものがないようにすること。
- 5 送還忌避者の送還に当たっては、その送還の過程をビデオ撮影することはもちろんのこと、被護送者のみならず護送官が受傷した場合には、受傷部位を写真撮影し、医師の診断を受け、診断書を入手するなどして証拠の保全に努めること。